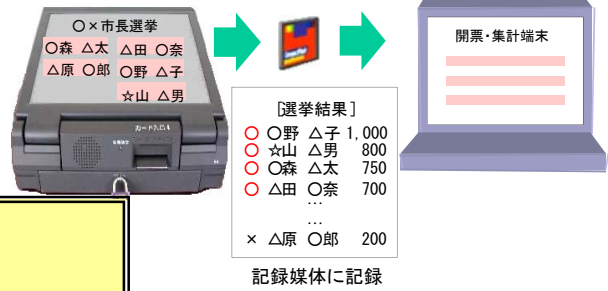


1. 電子投票のメリット

- ・選挙結果の判明が迅速かつ正確
- ・有権者の意思を正確に反映(疑問票・無効票解消)
- ・自書が困難な有権者も容易に投票

タッチパネル式の電子投票機で投票

開票所の端末で迅速に開票



2. 経緯

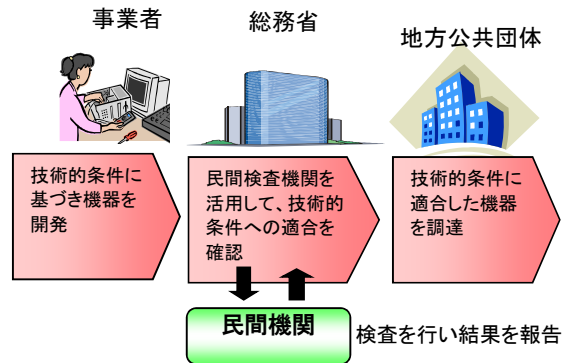
- ・平成14年2月 電磁的記録投票法施行(地方選挙のみ)
- ・平成14年6月 岡山県新見市で全国初の電子投票
- ・平成15年7月 岐阜県可児市議選で機器が故障
- ・平成15年12月 期日前投票にも電子投票導入
- ・平成17年7月 岐阜県可児市議選の選挙無効が確定
- ・平成18年4月 電子投票システム調査検討会から信頼性の向上に向けた方策について報告
- ・**全国の5割を超える市町村が、「技術的な信頼性向上が課題」と回答**
- ・平成18年12月 電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱の制定
- ・平成19年4月 民間検査機関を活用した技術的条件の適合確認の結果公表
- ・平成28年2月までに**10団体で25回の電子投票を実施**
(現在、条例制定団体は6団体)

電子投票システム調査検討会

電子投票機について、国が「技術的条件」への適合状況に係る検査を検査法人等に委託し、検査結果をとりまとめて、地方公共団体に対して公表することが必要

3. 信頼性向上のためのこれまでの取組

- ①「電子投票導入の手引き」(マニュアル)の作成
17年に、これまでの実施例における管理運用のノウハウを集約した手引きの作成。
- ②電子投票システムの技術的条件の見直し
18年12月、これまでのトラブル事例を踏まえ技術的条件を見直し。
- ③適合確認実施要綱の制定及び適合確認の実施
民間検査機関を活用して適合確認を行い、安心して電子投票を導入できる環境を構築。



4. 国政選挙導入の動き

- H18. 10. 25 自民党・選挙制度調査会において「電子投票の国政導入に関する最終報告」を了承
(第166回通常国会)
- H19. 6. 12 議員立法(自・公)により「電子投票法改正法案」が提出される。
(継続審議の取扱い)
- (第168回臨時国会)
- H19. 12. 11 衆議院において可決される
- H19. 12. 19 参議院における法案審議の過程において、民主党より修正案の提示
⇒継続審議の取扱い
- (第169回通常国会)
- H20. 6. 21 参議院において継続審議の取扱いとせず(審議未了) ⇒廃案

電子投票条例制定団体（6団体）

平成30年3月現在

団体数	団体名	条例を公布した日	備考
1	宮城県白石市 (凍結中)	平成14年9月26日公布 平成22年9月17日改正	・平成23年12月16日 平成24年4月1日以降当分の間 電子投票の実施を休止する条 例（附則）改正
2	福島県大玉村 (凍結中)	平成14年12月13日公布 平成23年 6月20日改正	・平成25年3月 7日 平成25年4月1日以降当分の間 電子投票の実施を休止する条 例（附則）改正
3	岐阜県可児市 (凍結中)	旧:平成15年3月24日公布 新:平成17年3月25日公布	・平成18年3月23日 条例（附則）改正により、 条例の適用を規則で定める ことで、実質条例を凍結
4	青森県六戸町	平成15年9月24日公布	・平成30年2月26日 町議会議員協議会において、 電子普及協業組合から機材確保 が難しくなったため、休止せざ るをない旨報告
5	三重県四日市市 (凍結中)	平成16年3月29日公布	・市長選及び市長選と同時に行われる市議補選 に限定 ・平成23年3月31日 平成23年4月1日以降当分の 間電子投票の実施を休止す る条例（附則）改正
6	岡山県新見市 (凍結中)	平成14年3月25日公布 平成17年3月31日失効 平成18年10月2日公布	・平成17年 3月31日 新設合併により旧新見市の 条例は失効 ・平成17年 4月 1日 新設合併 ・平成18年10月 2日 合併後の新見市が条例公布 ・平成28年11月11日 平成28年市長選で電子投票条 例の規定を適用しない条例 （附則）改正 ・平成29年 1月24日 平成29年市議選で電子投票条 例の規定を適用しない条例 （附則）改正

地方選挙における電子投票実施状況等（10団体・25回）

H29. 12現在

実施団体	選挙種別
岡山県 新見市	市長・市議(H14.6.23)
広島市(安芸区のみ)	市長(H15.2.2)
宮城県 白石市	市議(H15.4.27)
福井県 鯖江市	市議(H15.7.6)
岐阜県 可児市	市議(H15.7.20)
福島県 大玉村	村議(H15.8.3)
神奈川県 海老名市	市長・市議(H15.11.9)
青森県 六戸町	町長(H16.1.18)
京都市(東山区のみ)	市長(H16.2.8)
岡山県(新見市のみ)	知事(H16.10.24)
宮城県 白石市	市長(H16.10.31)
三重県 四日市市	市長・市議補(H16.11.28)
青森県 六戸町	町長(H17.6.12)

実施団体	選挙種別
青森県 六戸町	町議(H19.4.22)
宮城県 白石市	市議(H19.4.22)
福島県 大玉村	村議(H19.8.5)
京都市(上京区、東山区)	市長(H20.2.17)
宮城県 白石市	市長(H20.10.26)
三重県 四日市市	市長(H20.11.30)
岡山県 新見市	市長・市議(H21.4.12)
青森県 六戸町	町議(H23.4.24)
京都市(上京区、東山区)	市長(H24.2.5)
岡山県 新見市	市長・市議(H25.4.14)
青森県 六戸町	町議(H27.4.26)
青森県 六戸町	町議補(H28.1.17)

● 電子投票条例制定団体(6団体)(平成29年12月現在)

青森県六戸町、宮城県白石市、福島県大玉村、岐阜県可児市、三重県四日市市、岡山県新見市

※1 二重下線の団体は、条例凍結中の団体

※2 福井県鯖江市、神奈川県海老名市、京都府京都市、広島県広島市は条例廃止

(参考) 新見市における平成28年12月25日(日)執行の市長選挙については、「十分な準備期間の確保が難しい」(同市選管)として、自書式投票を実施。

また、平成29年4月16日(日)執行の市議会議員選挙については、「経費の検証等を行う」(同市選管)として、自書式投票を実施予定だったが、無投票となった。

電子投票実施団体の開票時間

平成28年12月現在

実施団体	選挙種別	開票所要時間		前回選挙時において 投票用紙を使用した場合 における開票時間
		電子投票のみ の開票時間	不在者投票を 含めた開票時間	
岡山県 新見市	市長・市議(H14.6.23)	25分	2時間00分	4時間25分
広島市(安芸区のみ)	市長(H15.2.2)	20分	44分	1時間35分
宮城県 白石市	市議(H15.4.27)	55分	2時間05分	4時間18分
福井県 鯖江市	市議(H15.7.6)	14分	1時間30分	2時間30分
岐阜県 可児市	市議(H15.7.20)	13分	1時間06分	3時間15分
福島県 大玉村	村議(H15.8.3)	16分	1時間00分	2時間30分
神奈川県 海老名市	市長・市議(H15.11.9)	※1	※1	約3時間
青森県 六戸町	町長(H16.1.18)	10分	23分	約1時間
京都市(東山区のみ)	市長(H16.2.8)	13分	22分	57分
岡山県(新見市のみ)	知事(H16.10.24)	15分	35分	2時間12分
宮城県 白石市	市長(H16.10.31)	30分	1時間10分	2時間28分
三重県 四日市市	市長・市議補(H16.11.28)	30分	1時間20分	1時間40分(市長のみ)
青森県 六戸町	町長(H17.6.12)	7分	20分	—
青森県 六戸町	町議(H19.4.22)	2分	26分	無投票
宮城県 白石市	市議(H19.4.22)	25分	49分	—
福島県 大玉村	村議(H19.8.5)	3分	16分	—
京都市(上京区、東山区)	市長(H20.2.17)	上京区 14分 東山区 12分	上京区 22分 東山区 25分	上京区 57分
宮城県 白石市	市長(H20.10.26)	12分	40分	—
三重県 四日市市	市長(H20.11.30)	20分	1時間45分	—
岡山県 新見市	市長・市議(H21.4.12)	40分	1時間30分	3時間7分
青森県 六戸町	町議(H23.4.24)	6分	41分	—
京都市(上京区、東山区)	市長(H24.2.5)	上京区 12分 東山区 9分	上京区 26分 東山区 20分	—
岡山県 新見市	市長・市議(H25.4.14)	15分	市長 43分 市議 55分	—
青森県 六戸町	町議(H27.4.26)	6分	23分	—
青森県 六戸町	町議補(H28.1.17)	4分	14分	—

注) 1 神奈川県海老名市については、衆議院議員総選挙が同日に執行されたため、市長・市議の開票時間が特定できない。

2 H16.1.18に行われた六戸町長選以降は期日前投票に電子投票が導入された。

電子投票の選挙における主なトラブル事例

電子投票システムの信頼性向上に向けた方策の基本的方向（平成18年3月） 抜粋

① 岐阜県可児市議選（平成15年7月20日執行）

○トラブル内容

可児市議選では、クライアント・サーバー型の電子投票機を使用した。投票開始後、全ての投票所において連続15分～40分程度（断続的であったため1投票所当たりで通算すると最長1時間23分）投票できない状態となった。

原因は、サーバー内のMOユニットの過熱のため、MOの保護機能が作動したことによる。

また、投票端末の反応が鈍くなった際に、電子投票機の開発会社から派遣された技術職員が、誤って投票操作を行ってしまったこと等から、投票総数が投票者数を上回った。

なお、最下位当選者（1,361票）と次点者（1,326票）の差は35票であった。

このため、住民より選挙無効の申出があり、市選管での異議の申出の棄却、県選管での審査の申立ての棄却を経て名古屋高裁に提訴され、選挙無効の判決が下された。その後県選管が上告したが、最高裁で棄却され、選挙無効が確定した。

【名古屋高裁判決理由（平成16年9月30日判決）】

MOユニットの温度上昇等のトラブルにより投票の記録の遅延が発生したことから、二重投票、投票の記録の削除等の事態を引き起こすなど、電磁記録投票法の電子投票機の条件を一時的に具備していない状態にあった。

また、投票の記録が確実に行われることが保障されない状況下で投票させたこと、待機中の選挙人に復旧を要する時間について正確な情報を提供する等、所要の措置をとらなかったこと等の管理執行上の過誤があった。

投票機のトラブル発生時に、1,000人を相当上回る大勢の待機者がいて、そのうち多数の選挙人が、一旦投票を諦めて帰ったと認められる。これらのうち、再度投票所を訪れ、投票を済ませた者も相当数いたと推認できるが、なお無視しえない数の多数の選挙人が投票をしなかったということも、推認できること等から、得票差が35票であり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認められる。

【最高裁棄却理由（平成17年7月8日棄却）】

「～本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、（最高裁判所に上告することが許される）事由に該当しない。」

② 神奈川県海老名市長選・市議選（平成15年11月9日執行）

○トラブル内容

海老名市では、クライアント・サーバー型の電子投票機を使用し、投票を複写する記録媒体に記録された投票の数をサーバーに表示して投票者数を確認することとしていたが、投票端末とサーバー間の回線接続不良によりサーバーが一時的に停止したため、複写用記録媒体への記録が正確でなく、開票作業の結果、市長選挙で5票、市議会議員選挙で4票、投票総数が投票者数を上回った。（なお、市長選当選者と次点者の得票差は49票、市議選の当該得票差は103票。）

このため、住民より選挙無効の申出があり、市選管での異議の申出の棄却、県選管での審査の申立ての棄却を経て東京高裁に提訴されたが、東京高裁で棄却。原告が上告しなかったため選挙の有効が確定した。

【東京高裁判決理由（市長選 平成16年7月21日判決、市議選 同年8月17日判決）】

本件選挙では電磁記録投票法施行令第2条第5項（電磁的記録媒体の封印）に違反する事実があったことが認められるが、記録媒体に異常があったとは言えないから、選挙の結果に異動を及ぼすおそれはなかったというべきである。

技術的条件について

電子投票システムに関する技術的条件及び解説（平成18年12月） 抜粋

1. 機能要件

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
1. 共通機能	1. 電子投票システム	1. 運用記録	1. 電子投票システムの起動から終了までの作動を事後に読み出し可能な記録として残すこと
		2. 故障時の対策	1. 故障が発生した場合、故障部位を容易に認識可能な対策を施すこと
2. 投票前機能	1. 投票画面の準備とデータのインストール	1. 画面のレイアウト	1. 選挙に応じて電磁的記録式投票機の表示画面のレイアウトを設計・作成できること
		2. ユーザインターフェース	1. GUIなど利用者が利用しやすいインターフェースを用いること
		3. 候補者情報のインストール	1. 候補者情報を電磁的記録式投票機にインストールすることができること
			2. 正規の候補者情報のみインストールできる手段を有すること(運用でも可)
	4. 候補者情報の表示	3. 適切な権限を持つ管理者のみがインストールすることを可能とし、システムの利用についての不正なアクセスを防止するための手段を有すること	
		1. 候補者を表示する際の文字スペースの割当てやフォントなどを均一にすること	
		2. 候補者の表示は、あらかじめ条例で定めたとおりに行われること	
	2. 検査の実施	1. 事前検査	3. 画面表示から選択する場合には表示画面には全ての候補者が表示されること
			1. システムが正確に動作することを事前に検証するための手段を有すること
	3. 投票機能	1. 投票の開始	1. 電磁的記録式投票機の使用
2. 投票前のデータ確認			1. 投票開始前に、投票データが入っていないことが確認できること(運用でも可)
2. 投票の有効性		1. 選挙人の有効性	1. 投票資格のない者による投票機の操作を阻む手段を有すること
		2. 二重投票の防止	2. 複数選挙に対応できること(運用でも可)
3. 投票の実施		1. 候補者の選択	1. 二重投票を防止するための適切な手段が施されること
			1. 候補者のうち、一名のみを選択できること
		2. 候補者の投票	1. 選択された票をひとつだけ記録することができること
			1. 投票の秘密が侵されないように投票操作環境に配慮すること
		3. 投票の秘密	2. いかなる候補者に対する投票も、操作回数や操作に要する時間に大きな差がないこと
			1. 票が記録される前であれば選択内容を変更することができること
		4. 投票前の確認	2. 票が記録される前に選択内容が確認できること
			3. 票を記録しなくても投票操作を終了できること
5. 投票の完了		1. 投票内容が確実に記録されること	
		2. 投票が完了したことを、選挙人に知らせること	
6. 放置の防止		1. 選挙人が投票の際、機器を放置した場合には、そのことが確認できる手段を有すること	
7. 投票中の動作確認		1. 電磁的記録式投票機の動作状態を確認できる手段を有すること	
8. 投票動作の停止	1. 電磁的記録式投票機は異常を検知した場合、それを告知し、投票動作を停止状態にすること		

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目		
	4. 投票内容の保存	1. 投票内容の保存	1. 投票内容が電磁的記録媒体に適切に保存されること		
			2. 電磁的記録媒体の破損及び読み出し不良に備え、電磁的記録媒体に記録された投票データを他の記録媒体に複写すること		
			3. 全ての選挙人による投票内容を保存できるよう、電磁的記録媒体は十分な容量を有していること		
			4. 電磁的記録媒体に記録される投票内容は、個々の票であること		
		2. 選挙人と投票内容	1. 保存される投票内容から選挙人が特定されぬよう、投票内容は独立して保存されること		
		3. 電磁的記録式投票機の範囲	1. 電磁的記録式投票機は開票・集計機能を持たないこと		
4. 投票後機能	1. 投票所の閉鎖	1. 投票所の閉鎖	1. 最後の選挙人が投票を終了し、管理者が電磁的記録式投票機に投票終了の操作を加えた後には、追加的な投票が防止されること		
		2. 電磁的記録媒体の管理	1. 適切な権限を持つ管理者のみが電磁的記録媒体を取り扱うこととし、電磁的記録媒体の利用についての不正なアクセスを防止するための手段を有すること		
		3. 送致媒体に関する規定	1. 投票所の閉鎖後、電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出すことができること		
			2. 電磁的記録媒体を開票所へ送致する際、内容が変更・破壊されることを防止すること		
		5. 集計機能	1. 開票・集計	1. 開票・集計装置の使用	1. 適切な権限を持つ管理者のみが開票・集計装置を操作することを可能とし、開票集計装置の利用についての不正なアクセスを防止するための手段を有すること
				2. 開票・集計の実施	1. 開票・集計装置は正しく読み出し、集計ができること
2. 開票所の開票・集計装置は各投票所から集められた正規の投票の電磁的記録媒体を利用して投票データを集計する機能を持つこと(運用でも可)					
3. 開票所の開票・集計装置は二重集計を防ぐ機能を持つこと(運用でも可)					
		4. 開票所の開票・集計装置は集計した結果を報告する機能を持つこと			

2. ハードウェア条件

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
1. 動作性能・利用条件	1. 処理能力	1. 処理速度の確保	1. ハードウェアは選挙事務に支障のない処理速度を有していること
		2. 処理精度の確保	1. ハードウェアは選挙事務に支障のない処理精度を有していること
	2. 電磁的記録媒体	1. 電磁的記録媒体の安定性の確保	1. 電磁的記録媒体はデータを消失させないよう対策を施すこと
		2. 電磁的記録媒体の記録及び読み出し速度の確保	1. 電磁的記録媒体は選挙事務に支障のない記録及び読み出し速度を有していること
		3. 電磁的記録媒体の記録及び読み出し精度の確保	1. 電磁的記録媒体は選挙事務に支障のない記録及び読み出し精度を有していること
		4. 電磁的記録媒体の形態	1. 電磁的記録媒体は取扱いの容易な形態であること

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
	3. 秘密保護	1. 秘密保護への対応	1. 秘匿されるべき情報が保護されるように、ハードウェア上の配慮がなされていること
			2. 投票内容が記録される電磁的記録媒体を保護する機構を設けること
	4. 利用容易性	1. 必要表示の実施 2. 大きさ・形状 3. ユニバーサルデザイン 4. 表示装置	1. ハードウェアに装置設置時に必要な表示を行うこと
			1. ハードウェアの入出力部は、操作や認識に支障のない大きさ・形状であること
			1. 誰にとっても利用しやすいインターフェースであること 2. 誰にとっても利用しやすい高さ・形状であること
			1. 表示装置は選挙人及び管理者にわかりやすい表示ができること
5. 装置間接続	1. システム内装置の接続に関する技術の開示	1. 装置同士が相互に直接または間接的に接続される部位に関する技術は、必要な場合には開示できるようにすること	
6. 対人安全性	1. 負傷の防止	1. 装置の取扱いにあたり、操作者が負傷することのないよう、形状や表面処理の安全性に配慮すること	
2. 動作環境条件	1. 設置場所	1. 設置場所の面の配慮	1. 投開票所として通常考えられる設置場所を考慮して設計すること
		2. 設置方法の面の配慮	1. 設置が容易な設計であること
	2. 電源	1. 電源取得に関する配慮	1. 投開票所として通常供給される電源で利用可能なこと
		2. 停電対策	1. 停電等により電源供給が絶たれた際の対策を施すこと
		3. 落雷対策の配慮	1. 落雷による装置故障を避けるため落雷対策を施すこと
	3. 周囲環境	1. 温湿度	1. 投開票所として通常考えられる温湿度条件で問題なく動作すること
		2. 粉塵	1. 考えられる粉塵による対策を施すこと
		3. 防水	1. 考えられる水の浸入による対策を施すこと
		4. ノイズ対策	1. 外来ノイズにより誤動作や破壊等に至らないこと
	3. 物理的特性	1. 大きさ・形状	1. 運搬面の配慮
2. 利用面の配慮			1. 選挙事務に支障のない大きさ・形状であること
3. 保管の面の配慮			1. 保管を考慮した大きさ・形状であること
2. 質量		1. 運搬面の配慮	1. 選挙事務に支障のない質量であること
3. 堅牢性		1. 転倒・落下の防止	1. 転倒や落下を防止する対策を施すこと
4. 安全性		1. 不正防止の物理的対策	1. 軽微な破壊行為または破壊につながる行為に対して、十分な堅牢性を有すること
			2. 破壊行為または破壊につながる行為が及ぼされた場合、それを管理者に即座に通知できること(運用でも可)
			3. 電磁的記録媒体の送致に用いる封印容器は、破壊行為に対して十分な堅牢性を有し、電磁記録媒体を確実に納め、施錠できるものであること
4. 保守性	1. 故障対策	1. 故障要因の排除	1. 故障率が高いと考えられる部品や機構を極力使用しないこと
		2. 故障時の故障発生部位確認の配慮	1. 故障が発生した場合、故障部位を容易に認識可能な対策を施すこと(再掲)
		3. 故障時の復旧の配慮	1. 故障が発生した場合、迅速に復旧可能な構造を有すること
	2. 清掃	1. 清掃の容易さ	1. 清掃が容易に行えること
	3. 消耗品	1. 消耗品の使用	1. 消耗品は運用に支障をきたさないものを使用すること
		2. 消耗品の交換	1. 消耗品の交換は誰もが容易に行えること

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
5. 品質管理	1. 信頼性	1. 信頼性の確保	1. ハードウェアの有効利用期間を考慮した信頼性を有すること 2. 長期間(次期保守時までの期間)無稼動状態で保管しておいても動作に問題ないこと 3. 動作の信頼性を確保するために、ハードウェア設計・開発・製造において適切な品質管理を行うこと
	2. 耐久性	1. 耐久性の確保	1. 耐久性を確保するために、ハードウェア設計・開発・製造において適切な品質管理を行うこと

3. ソフトウェア条件

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
1. 品質管理	1. 開発・動作環境	1. 使用OS	1. 使用するオペレーティングシステムは安定性のあるものを採用すること
	2. 開発手法	1. 処理フロー	1. 処理フローの明確化を図ること
		2. プログラミング・コーディング	1. 信頼性の高いプログラミング手法を採用すること
	3. テスト及び監査	1. ソフトウェアの正確性の証明	1. ソフトウェアが正確に動作することを保証するためにテストを実施すること
2. 監査記録・監査証跡の保存		1. 各種監査証跡を保存できること	
4. ドキュメント管理	1. ソフトウェアアイテムの証拠書類の保存	1. ソフトウェアを構成する個々の要素(モジュール等)の信頼性を示す証拠書類を保存すること	
	2. ソフトウェア開発プロセスの証拠書類の保存	1. ソフトウェア開発プロセスの証拠書類を保存すること	

4. セキュリティ条件

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
1. 人的脅威	1. 人的エラー、ミス	1. 投票内容の確認と投票操作ミスへの対応	1. 票が記録される前に選択内容が確認できること(再掲)
		2. 投票の秘密	1. 投票の秘密が侵されないように投票操作環境に配慮すること(再掲)
			2. 投票データから投票の秘密が侵されないこと
		3. 開票前集計の禁止	1. 電磁的記録式投票機は開票・集計機能を持たないこと(再掲)
		4. 投票経過状況の類推防止	1. 電磁的記録式投票機から投票経過状況が容易に類推できないこと(運用でも可)
		5. 電磁的記録媒体の取扱いに対する制限	1. 投票内容が記録される電磁的記録媒体を保護する機構を設けること(再掲)
		6. 投票データへのアクセス制限	1. 投票データへのアクセス制御手段を具備すること
		7. 操作記録の管理(誤動作していなかったことの保証)	1. 投票の秘密を侵すことなく、操作記録などの管理を行うこと
8. 投票データの開票前後の識別	1. 投票データが開票済みか否かを識別できること(運用でも可)		

大項目	中項目	小項目	技術的条件項目
	2.不正／犯罪	1.管理者用プログラムへのアクセス制御	1. 管理者用プログラムへのアクセス制御手段が施されること
		2.投票用プログラムへのアクセス制御	1. 投票用プログラムへのアクセス制御措置が施されること
		3. 電磁的記録媒体の変更、破壊の防止	1. 電磁的記録媒体を開票所へ送致する際、内容が変更・破壊されることを防止すること(再掲)
		4. 電磁的記録媒体の封印	1. 電磁的記録媒体の送致に用いる封印容器は、破壊行為に対して十分な堅牢性を有し、電磁的記録媒体を確実に納め、施錠できるものであること(再掲)
		5. 事前検査	1. システムが正確に動作することを事前に検証するための手段を有すること(再掲)
		6.投票データの出所の識別	1. 投票データを収録した電磁的記録媒体から、どこの投票所、または、電磁的記録式投票機によるものか識別できること(運用でも可)
		7.不正装置の排除	1. 投票所内で不正装置の取り付けなどによる漏えい、改ざん、妨害などに対し有効な手段を有すること(運用でも可)
		8. 選挙人の有効性	1. 投票資格のない者による投票機の操作を阻む手段を有すること(再掲)
		9.放置の防止	1. ある選挙人が投票の際、機器を放置したことが確認できる手段を有すること(再掲)
		10.機器・設備の損壊、動作阻害の防止	1. 軽微な破壊行為または破壊につながる行為に対して、十分な堅牢性を有すること(再掲)
2.物理的脅威	1. 障害	1.システムダウン・フリーズの防止	1. オペレーティングシステム及びアプリケーションソフトは安定性のあるものとする
		2.投票データ消失の防止	1. システムダウンによる投票データの消失を防止すること
		3.電源ダウンへの対策	1. 停電等により電源供給が絶たれた際の対策を施すこと (再掲)
	2. 自然災害等	1.落雷への対策	1. 落雷による装置故障を避けるため落雷対策を施すこと(再掲)
		2.その他の災害等への対策	1. その他想定される自然災害への対策を講じること
	3. 障害への対策項目	1.投票操作の完了	1. 投票操作中に不測の障害が発生した場合、投票が完了しているか否かが明確となること
2.電磁的記録媒体の破損対策		1. 電磁的記録媒体の破損及び読み出し不良に備え、電磁的記録媒体に記録された投票データを他の記録媒体に複写すること(再掲)	
3.投票システムのセキュリティ要件	1. 投票データの保証	1.原本としての投票データの確保	1. 電磁的記録媒体に記録される投票内容は、個々の票であること(再掲)
			2. 投票データから、候補者名、及び、選挙種別を特定できること(運用でも可)
			3. 投票データを記録した電子記録媒体が原本であることを容易に他と区別できること(運用でも可)
			4. 投票データは、その任期中において、データの可読性を保証すること
		2. 二重投票の防止	1. 選択された票をひとつだけ記録することができること(再掲)

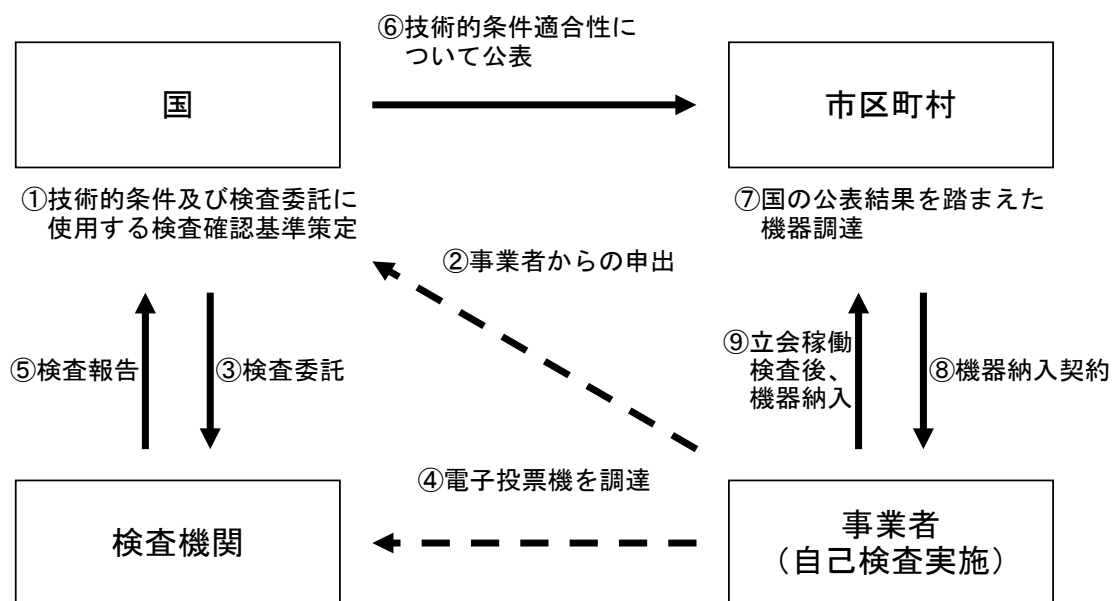
電子投票システムの技術的条件に係る適合確認

1. 適合確認とは

電子投票システムの信頼性確保を図るため、電子投票システムに関する技術的条件に適合しているかの確認を行い、市町村選挙管理委員会が行う電磁的記録式投票機の指定等の参考に供しようとするもの。

2. 適合確認の流れ

- ① 技術的条件への適合確認は、検査の申出のあった電子投票システムの型式について、「電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱」に定める検査方法及び確認内容に基づき行う。
- ② 適合確認は、検査に必要な設備及び技術を有する民間検査機関に委託して実施。
- ③ 総務省は民間検査機関からの検査の報告を受けて、適合確認の結果を公表。



3. 適合確認を行った電子投票システム

現状、以下の電子投票機に係る電子投票システムについて適合確認を実施。

- 電子投票普及協業組合 VT-25STB
- 東芝ソリューション株式会社 STZ0016A
- E S & S ジャパン株式会社 iVotronic Voting Terminal 9.3.1.0